別紙様式第21号

2021年3月2日

一般社団法人　投 資 信 託 協 会
会 長　　松谷　博司　殿

（商号又は名称）auアセットマネジメント株式会社
（代表者）　　代表取締役社長　　竹井 雅人　㊞

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第１項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

１．委託会社等の概況

ａ．資本金の額

2021年2月26日現在

資本金の額	10億円
発行可能株式総数	800,000株
発行済株式総数	80,000株

過去５年間における資本金の額の増減

2018年２月	資本金　10億円に増資

ｂ．委託会社の機構

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ．新ファンド設定会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を新ファンド設定会議において審議します。

ロ．資産運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。資産運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ハ．運用会議

資産運用部長が議長となり、原則として月１回運用会議を開催し、ファンドの運用実績およびリスクとリターンの状況等の報告、ファンド運用に係る基本方針について検討します。

ニ．リスク管理会議

内部管理統括部長が議長となり、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行い、必要事項を審議します。

２．事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、 証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。

また、「金融商品取引法」に定める金融商品仲介業務、「確定拠出年金法」に定める確定拠出年金運営管理業務、「保険業法」に定める保険仲立人業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は、2021 年 2 月 26 日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	6	47,081
合計	6	47,081

３．委託会社等の経理状況

①委託会社であるauアセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）及び同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しています。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

②財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

③委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第3期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、PwC京都監査法人による監査を受けております。また、第4期事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)に係る中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）貸借対照表

（単位：千円）

		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部			
流動資産			
前払費用		6,383	7,256
未収入金		68,543	82,025
未収委託者報酬		10	269
未収収益		1	―
立替金		―	81
短期貸付金		1,176,137	360,693
流動資産合計		1,251,076	450,326
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※1	13,343	13,099
器具備品	※1	12,324	10,130
有形固定資産合計		25,668	23,229
無形固定資産			
ソフトウェア		236,083	241,164
ソフトウェア仮勘定		7,645	250,972
無形固定資産合計		243,728	492,136
投資その他の資産			
投資有価証券		39,500	38,362
関係会社株式		―	200,000
長期差入保証金		32,768	32,768
長期前払費用		27,744	21,451
投資その他の資産合計		100,012	292,581
固定資産合計		369,409	807,947
資産合計		1,620,485	1,258,273

（単位：千円）

	前事業年度 （2019年3月31日）	当事業年度 （2020年3月31日）
負債の部		
流動負債		
未払金	90,087	230,365
未払費用	7,023	8,600
未払法人税等	7,724	8,825
その他の預り金	509	642
賞与引当金	6,608	9,665
流動負債合計	111,953	258,098
固定負債		
繰延税金負債	3	―
固定負債合計	3	―
負債合計	111,957	258,098
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金	1,000,000	1,000,000
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	△ 490,967	△ 998,187
繰越利益剰余金	△ 490,967	△ 998,187
利益剰余金合計	△ 490,967	△ 998,187
株主資本計	1,509,032	1,001,812
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 503	△ 1,638
評価・換算差額等合計	△ 503	△ 1,638
純資産合計	1,508,528	1,000,174
負債・純資産合計	1,620,485	1,258,273

（2）損益計算書

（単位：千円）

	前事業年度 自　2018年4月1日 至　2019年3月31日	当事業年度 自　2019年4月1日 至　2020年3月31日
営業収益		
委託者報酬	32	3,547
金融商品仲介手数料	―	6,963
確定拠出年金事業収入	20,652	28,131
保険事業収入	968	59,790
コンサルティング収入	―	176,072
その他営業収入	―	13,749
営業収益計	21,652	288,254
営業費用		
支払手数料	17	2,085
広告宣伝費	24,308	40,295
調査費	1,550	3,001
委託調査費	300	2,268
委託計算費	9,638	21,451
営業雑経費	131,887	332,055
通信費	1,434	7,533
印刷費	214	2,712
協会費	121	361
業務委託費	85,728	185,419
情報機器関連費	31,579	113,396
その他営業雑経費	12,809	22,631
営業費用計	167,701	401,158

（単位：千円）

	前事業年度 自　2018年4月1日 至　2019年3月31日	当事業年度 自　2019年4月1日 至　2020年3月31日
一般管理費		
給料	81,729	235,273
役員報酬	14,619	29,764
給料・手当	60,438	191,898
賞与	6,671	13,610
福利費	5,811	17,081
退職給付費用	944	986
交際費	32	105
旅費交通費	1,649	4,985
租税公課	9,875	11,506
不動産賃借料	14,820	35,373
福利厚生費	－	127
保険料	－	11
固定資産減価償却費	26,247	70,936
諸経費	5,424	15,917
一般管理費計	146,535	392,306
営業損失（△）	△ 292,584	△ 505,210
営業外収益		
受取利息	1,911	952
為替差益	11	－
雑収入	104	145
営業外収益計	2,027	1,098
営業外費用		
開業費	175,806	－
営業外費用計	175,806	－
経常損失（△）	△ 466,363	△ 504,111
税引前当期純損失（△）	△ 466,363	△ 504,111
法人税、住民税及び事業税	1,074	3,107
当期純損失（△）	△ 467,437	△ 507,219

（3）株主資本等変動計算書

前事業年度（自　2018年4月1日　　至　2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 23,530	△ 23,530	1,976,469
当期変動額						
当期純損失（△）	―	―	―	△ 467,437	△ 467,437	△ 467,437
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	―	―	△ 467,437	△ 467,437	△ 467,437
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 490,967	△ 490,967	1,509,032

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	―	―	1,976,469
当期変動額			
当期純損失（△）	―	―	△ 467,437
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 503	△ 503	△ 503
当期変動額合計	△ 503	△ 503	△ 467,941
当期末残高	△ 503	△ 503	1,508,528

当事業年度（自　2019年4月1日　　至　2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 490,967	△ 490,967	1,509,032
当期変動額						
当期純損失（△）	―	―	―	△ 507,219	△ 507,219	△ 507,219
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	―	―	△ 507,219	△ 507,219	△ 507,219
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 998,187	△ 998,187	1,001,812

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 503	△ 503	1,508,528
当期変動額			
当期純損失（△）	―	―	△ 507,219
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,134	△ 1,134	△ 1,134
当期変動額合計	△ 1,134	△ 1,134	△ 508,353
当期末残高	△ 1,638	△ 1,638	1,000,174

（注記事項）

（重要な会計方針）

１．資産の評価方法及び評価基準

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価値のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定額法により償却しています。なお、主な耐用年数は次の通りです。 建物付属設備　17 年 工具器具備品　4～10 年
無形固定資産	定額法により償却しています。なお、主な償却年数は次の通りです。 ソフトウェア　5 年

３．引当金の計上基準

賞与引当金	従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しています。

４．消費税等の会計処理　税抜方式によって処理しています。

（未適用の会計基準等）

１．収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
（企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB)及び米国財務会計基準審議会（FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」（IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic 606）を公表しており、IFRS 第 15 号は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、Topic 606 は 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

2022 年 3 月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

２．時価の算定に関する会計基準等

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日 企業会計基準委員会）
・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号2019年7月4日 企業会計基準委員会）
・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日 企業会計基準委員会）
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日 企業会計基準委員会）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB)及び米国財務会計基準審議会（FASB)が、公正価値測定についてほぼ同内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

３．会計上の見積りの開示に関する会計基準

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」
（企業会計基準第31号2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

4．会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額　（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物附属設備	836	1,721
工具器具備品	2,129	4,324

2．関係会社項目

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期貸付金	1,176,137	360,693

（損益計算書関係）

１．関係会社項目

（単位：千円）

	前事業年度 （2019年3月31日）	当事業年度 （2020年3月31日）
売上高	－	139,981
営業費用	－	177,633
営業外収益	1,911	952

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日　至 2019年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	－	－	80,000

当事業年度（自 2019年4月1日　至 2020年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	－	－	80,000

（金融商品関係）

前事業年度（2019年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、
財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。
資金運用及び資金調達については、親会社とのグループファイナンスに限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えています。
投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、ファンド・オブ・ファンズ形式での分散投資を行っており、リスク低減を図っています。
短期貸付金は、全て親会社に対する金銭債権であり、貸付先の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っています。

②市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しています。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度の決算日（2019年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	10	10	－
(2) 未収入金	68,543	68,543	－
(3) 短期貸付金	1,176,137	1,176,137	－
(4) 投資有価証券	39,500	39,500	－
(5) 未払金	90,087	90,087	－

(注)

1　金融商品の時価の算定方法

(1) 未収委託者報酬、(2) 未収入金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は当期の決算日における基準価額によっています。

(5) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

2　金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	10	－
未収入金	68,543	－
短期貸付金	1,176,137	－
投資有価証券	－	39,500

当事業年度（2020 年 3 月 31 日）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、
財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。
資金運用及び資金調達については、親会社とのグループファイナンスに限定しています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えています。
投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、ファンド・オブ・ファンズ形式での分散投資を行っており、リスク低減を図っています。
短期貸付金は、全て親会社に対する金銭債権であり、貸付先の信用リスクに晒されています。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っています。

②市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しています。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて
見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としています。

2．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の決算日（2020 年 3 月 31 日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)未収委託者報酬	269	269	－
(2)未収入金	82,025	82,025	－
(3)短期貸付金	360,693	360,693	－
(4)前払費用	7,256	7,256	－
(5)投資有価証券	38,362	38,362	－
(6)未払金	230,365	230,365	－
(7)未払費用	8,600	8,600	－
(8)未払法人税等	8,825	8,825	－
(9)その他の預り金	642	642	－

（注）

1　金融商品の時価の算定方法

(1)　未収委託者報酬、(2)　未収入金、(3) 短期貸付金、(4)　前払費用、

(7)　未払費用、(8)　未払法人税等、(9)　その他の預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)　投資有価証券

これらの時価について、投資信託は当期の決算日における基準価額によっております。

(6)　未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

※子会社株式（貸借対照表計上額200百万円）については、

時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

2　金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	269	－
未収入金	82,025	－
短期貸付金	360,693	－
投資有価証券	－	38,362

（有価証券関係）

前事業年度（2019年3月31日）

1．その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	39,500	40,000	△ 500

当事業年度（2020年3月31日）

1．その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	38,362	40,000	△ 1,638

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳　（単位：千円）

	前事業年度 （2019 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2020 年 3 月 31 日）
繰延税金資産		
税務上の欠損金　（注）2	142,275	296,608
賞与引当金	2,023	2,959
未払費用	－	410
未払事業税	1,179	1,750
固定資産減価償却費	2,077	1,517
投資有価証券	－	501
その他	1,687	995
繰延税金資産小計	149,243	304,744
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額　（注）2	△ 142,275	△ 296,608
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 6,967	△ 8,135
評価性引当金小計　（注）1	△ 149,243	△ 304,744
繰延税金資産合計	－	－
繰延税金負債		
投資有価証券	3	－
繰延税金負債合計	3	－
繰延税金負債の純額	3	－

（注）1　評価性引当金の主な変動理由

税務上の欠損金　296,608 千円

（注）2　税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2020 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金※	－	－	－	－	－	296,608	296,608
評価性引当金	－	－	－	－	－	△296,608	△296,608
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

※　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2019 年 3 月 31 日）

税引前純損失を計上しているため注記を省略しております

当事業年度（2020 年 3 月 31 日）

税引前純損失を計上しているため注記を省略しております

（セグメント情報等）

前事業年度（自　2018 年 4 月 1 日　　至　2019 年 3 月 31 日）

セグメント情報

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2019 年 4 月 1 日　　至　2020 年 3 月 31 日）

セグメント情報

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

（関連情報）

前事業年度（自　2018 年 4 月 1 日　　至　2019 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	セグメント名
カブドットコム証券	20,000 千円	投資・金融サービス業

当事業年度（自　2019年4月1日　　至　2020年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	セグメント名
KDDI株式会社	139,981千円	投資・金融サービス業
KDDIフィナンシャルサービス株式会社	30,105千円	投資・金融サービス業
auカブコム証券株式会社	23,647千円	投資・金融サービス業

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自　2018年4月1日　　至　2019年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び主要株主等　　（単位：千円）

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有（被所有）割合	取引の内容	取引金額	期末残高
親会社	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号	被所有 直接66.6%	資金の貸付	△ 769,363	1,176,137
				利息の受取	1,911	
				開業費	42,483	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1　価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しています

2　取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています

２．親会社に係る注記

・KDDI株式会社（東京証券取引所市場第一部）

当事業年度（自　2019年4月1日　　至　2020年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び主要株主等　　（単位：千円）

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有（被所有）割合	取引の内容	取引金額（消費税等含まず）	科目	期末残高（消費税等含む）
親会社	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号	被所有 間接66.6%	保険事業コンサル等	139,981	未収入金	32,205
				資金の貸付（注1）	△ 816,396	短期貸付金	360,693
				利息の受取（注1）	952		
				営業費用（注1）	177,633	未払金	3,351
親会社	auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目19番1号	被所有 直接66.6%	退職給付コンサル等	16,490	未収入金	5,203
				営業費用（注1）	1,764	未払金	418

子会社及び関連会社等　　（単位：千円）

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有（被所有）割合	取引の内容	取引金額（消費税等含まず）	科目	期末残高（消費税等含む）
子会社	au フィナンシャルパートナー株式会社	東京都千代田区丸の内２丁目２番１号	所有 直接 50.0%	保険システム貸与等	6,950	未収入金	1,430
				営業費用（注1）	112	未払金	－

兄弟会社等　　（単位：千円）

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有（被所有）割合	取引の内容	取引金額（消費税等含まず）	科目	期末残高（消費税等含む）
その他の関係会社	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目９番１号	－	事務手数料収入他	9,655	未収入金	592
				営業費用（注1）	50,722	未払金	122
その他の関係会社	大和証券投資信託委託株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目９番１号	－	出向料の支払	7,509	－	－
その他の関係会社	株式会社大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区永代１丁目14番５号	－	出向料の支払	21,300	未払金	165,000
				システム開発（注1）	150,000		
				営業費用（注1）	14,270		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1　価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております

2　取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております

２．親会社に係る注記

・KDDI 株式会社（東京証券取引所市場第一部）

・au フィナンシャルホールディングス 株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
１株当たり純資産額	18,856円60銭	12,502円18銭
１株当たり当期純損失（△）	△5,842円96銭	△6,340円24銭

（注）潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、
また、潜在株式が存在しないため記載しておりません

（注）１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
当期純損失（△）千円	△ 467,437	△ 507,219
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純損失（△）千円	△ 467,437	△ 507,219
普通株式の期中平均株式数（株）	80,000	80,000

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間末 （2020年9月30日）
資産の部		
流動資産		
前払費用		10,155
未収入金		7,924
未収委託者報酬		453
未収消費税等		19,901
短期貸付金		367,659
流動資産合計		406,094
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	＊1	12,648
工具器具備品	＊1	9,253
有形固定資産合計		21,901
無形固定資産		
ソフトウェア		222,626
ソフトウェア仮勘定		289,917
無形固定資産合計		512,543
投資その他の資産		
投資有価証券		31,457
関係会社株式		200,000
敷金		57,722
長期差入保証金		55,000
長期前払費用		18,304
投資その他の資産合計		362,483
固定資産合計		896,928
資産合計		1,303,023

（単位：千円）

	当中間会計期間末 （2020年9月30日）
負債の部	
流動負債	
未払金	39,063
未払費用	4,060
未払法人税等	5,725
短期借入金	565,000
その他の預り金	1,088
賞与引当金	6,312
流動負債合計	621,249
固定負債	
繰延税金負債	446
固定負債合計	446
負債合計	621,695

純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	△ 1,319,682
繰越利益剰余金	△ 1,319,682
利益剰余金合計	△ 1,319,682
株主資本合計	680,317
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,010
評価・換算差額等合計	1,010
純資産合計	681,328
負債純資産合計	1,303,023

（2）中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自　2020年4月1日 至　2020年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		5,036
金融商品仲介手数料		1,188
確定拠出年金事業収入		11,195
コンサルティング収入		12,100
システム貸付収入		7,200
その他営業収入		3,904
営業収益計		40,624
営業費用		173,002
一般管理費	＊1	189,767
営業損失（△）		**△ 322,145**
営業外収益		
受取利息		195
受取配当金		1,168
雑収入		152
営業外収益計		1,516
営業外費用		
支払利息		190
為替差損		22
雑損失		0
営業外費用計		212
経常損失（△）		**△ 320,841**
税引前中間純損失（△）		**△ 320,841**
法人税、住民税及び事業税		653
中間純損失（△）		**△ 321,495**

（3）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 998,187	△ 998,187
当中間期変動額					
中間純損失（△）	－	－	－	△ 321,495	△ 321,495
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	－	△ 321,495	△ 321,495
当中間期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1,319,682	△ 1,319,682

	株主資本	評価換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,001,812	△ 1,638	△ 1,638	1,000,174
当中間期変動額				
中間純損失（△）	△ 321,495	－	－	△ 321,495
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	2,648	2,648	2,648
当中間期変動額合計	△ 321,495	2,648	2,648	△ 318,846
当中間期末残高	680,317	1,010	1,010	681,328

（注記事項）

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

（１）関係会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの　　当中間会計期末の決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産　　定額法により償却しています。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物附属設備　　１０～１７年

工具器具備品　　４～１０年

（２）無形固定資産　　定額法により償却しています。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

賞与引当金　　従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しています。

４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によって処理しています。

（中間貸借対照表関係）

＊１ 有形固定資産の減価償却累計額　　（単位：千円）

	当中間会計期間末 （2020 年 9 月 30 日）
建物附属設備	2,171
工具器具備品	5,426

（中間損益計算書関係）

＊１ 減価償却実施額　　（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日）
有形固定資産	1,553
無形固定資産	33,733

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項　　（単位：株）

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当中間会計期間末株式数
普通株式	80,000	－	－	80,000

２．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末（2020 年 9 月 30 日）

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)未収委託者報酬	453	453	－
(2)未収入金	7,924	7,924	－
(3)短期貸付金	367,659	367,659	－
(4)投資有価証券	31,457	31,457	－
資産計	417,650	417,650	－
(5)未払金	39,063	39,063	－
(6)短期借入金	565,000	565,000	－
(7)その他の預り金	1,088	1,088	－
負債計	49,937	49,937	－

（注）

1　金融商品の時価の算定方法

(1)　未収委託者報酬、(2)　未収入金、(3) 短期貸付金、

(5)　未払金、(6)　短期借入金、(7)　その他の預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)　投資有価証券

これらの時価について、投資信託は当期の中間決算日における基準価額によっております。

※関係会社株式（中間貸借対照表計上額 200 百万円）については、

時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

2　金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1 年以内	1 年超
未収委託者報酬	453	－
未収入金	7,924	－
短期貸付金	367,659	－
短期借入金	565,000	－

(有価証券関係)

当中間会計期間末（2020 年 9 月 30 日）

１．子会社株式及び関連会社株式
関係会社株式（中間貸借対照表計上額　200,000 千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	30,000	31,457	1,457

３．デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自　2020 年 4 月 1 日　　至　2020 年 9 月 30 日）

セグメント情報

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。
従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

（関連情報）

当中間会計期間（自　2020年4月1日　　至　2020年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

	外部顧客への売上高
委託者報酬	5,036千円
確定拠出年金事業収入	4,523千円
その他	603千円
合計	10,162千円

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	内容	売上高	関連するセグメント名
au フィナンシャル ホールディングス株式会社	コンサルティング収入	12,100千円	投資・ 金融サービス業
au フィナンシャル パートナー株式会社	システム貸付収入等	7,800千円	投資・ 金融サービス業
au カブコム証券 株式会社	確定拠出年金事業収入	4,800千円	投資・ 金融サービス業

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当中間会計期間（自　2020年4月1日　　至　2020年9月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

当中間会計期間（自　2020年4月1日　　至　2020年9月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当中間会計期間（自　2020年4月1日　　至　2020年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	当中間会計期間 （自 2020 年４月１日　至 2020 年９月 30 日）
１株当たり純資産額	8,516 円 60 銭
１株当たり中間純損失（△）	△4,018 円 69 銭

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、１株当たり当中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自 2020 年４月１日　至 2020 年９月 30 日）
中間純損失（△）千円	△321,495
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る中間純損失（△）千円	△321,495
普通株式の期中平均株式数（株）	80,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

公開日　　2021 年３月２日
作成基準日　　2021 年２月４日

本店所在地　　東京都千代田区西神田三丁目２番１号
お問い合わせ先　　経営管理部

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2020年６月３日

auアセットマネジメント株式会社
　　取　締　役　会　御　中

ＰｗＣ京都監査法人
東京事務所

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　岩　　瀬　　哲　　朗　　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているauアセットマネジメント株式会社の2019年４月１日から2020年３月３１日までの第３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、auアセットマネジメント株式会社の2020年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合

理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

2021年２月４日

auアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　鶴　田　光　夫

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているauアセットマネジメント株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第４期事業年度の中間会計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auアセットマネジメント株式会社の2020年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。